

旭川市報道依頼

各報道機関 様

| | |
|-----|---|
| 発表日 | 令和3年6月25日 |
| 発信課 | 子育て支援部子育て支援課 |
| 担当者 | 川口 |
| 連絡先 | 電話 0166-25-9128 |
| | FAX 0166-22-3275 |
| | E-mail kosodatechien@city.asahikawa.lg.jp |

| | |
|--------------------------------------|--|
| 分類 | イベント・行事 募集 <input type="checkbox"/> 契約・入札 <input type="checkbox"/> 会議・説明会 <input type="checkbox"/> その他 (該当する分類を囲むこと。) |
| 日程 | 6月25日 ~ 7月15日 |
| 発表項目 (行事名) | 不安を抱える女性に対する相談支援業務公募型 プロポーザルを実施します。 |
| 概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。) | <p>1 業務名 不安を抱える女性に対する相談支援業務</p> <p>2 参加資格 (1) 法人その他の団体であって、団体の主たる事務所を旭川市内に有すること。 (2) 過去2年間に女性、ひとり親、生活困窮者、障害者等に関する相談支援の実績があること(地方公共団体からの委託業務を含む)。等</p> <p>3 参加表明書提出期限 令和3年7月15日(木)午後5時まで</p> <p>4 企画提案書提出期限 令和3年7月30日(金)午後5時まで</p> <p>5 本プロポーザルの実施要領の交付方法 旭川市7条10丁目旭川市第二庁舎5階 子育て支援部子育て支援課で交付するほか、旭川市ホームページからのダウンロードにより交付する。 ホームページURL https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d073470.html</p> |
| 添付資料 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。 |
| 報道(取材)に当たってのお願い | |
| 備考 | |

不安を抱える女性に対する相談支援業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和3年6月25日

旭川市長 西川 将人

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通10丁目第二庁舎5階

旭川市子育て支援部子育て支援課子育て企画係

電話 0166-25-9128

FAX 0166-22-3275

e-mail kosodateshien@city.asahikawa.lg.jp

2 業務の概要

- (1) 業務名 不安を抱える女性に対する相談支援業務
- (2) 業務内容 様々な不安や困難を抱えていながら適切な支援に繋がれていない女性に対し、NPO等の団体が持つ知見を活用しながら、地域に根ざした積極的な働きかけによる相談支援を実施する。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年3月15日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 法人その他の団体（個人を除く。）であって、団体の主たる事務所を旭川市内に有すること。
- (2) 過去2年間に女性、ひとり親、生活困窮者、障害者等に関する相談支援の実績があること。（地方公共団体からの委託業務を含む。）
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

4 実施要領等の交付期間及び方法

不安を抱える女性に対する相談支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和3年6月25日から令和3年7月15日まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市ホームページからのダウンロードにより交付する。
ホームページ URL

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d073470.html>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和3年7月15日（木）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は書留による郵送によること（郵送による場合は事前に連絡すること。）。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和3年7月30日（金）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は書留による郵送によること（郵送による場合は事前に連絡すること。）。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

不安を抱える女性に対する相談支援業務プロポーザル審査会設置要領に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

契約金額の一部を前金払いし、残りの額を業務終了後一括払いする。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は返還しない。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 詳細は実施要領等による。